

令和3年度(2021年度)第3回総合教育会議

「八王子市教育委員会
いじめの防止等に関する基本的な方針」
の改定について

学校教育部

1 改定の趣旨と経過

平成29年度(2017年度)に策定した「八王子市教育委員会 いじめの防止等に関する基本的な方針」に基づき、いじめへの対応を行ってきた。策定から4年が経過し、これまでのいじめへの対応における課題が明らかになってきたことから、令和4年(2022年)2月9日付で本方針を改定した。

2 内容

(1)改定の目的

これまでのいじめへの対応における課題を踏まえ、学校及び教育委員会がいじめの防止等に向けて、より実効性の高い取組を実施できるようにするために改定する。

2 内容 (2)主な改定点

いじめが長期化した事例における課題に基づき、早期に確実に対応できるようにするため、次のように改定内容を整理した。

課題	改定内容
重大事態の申し立てがあった際の対応	学校が重大事態と判断する目安を明確にした。
重大事態を判断するプロセスが不明確	学校いじめ対策委員会により、重大事態に該当するか否かの判断を行うこととした。
法第23条調査と法第28条調査(重大事態)の位置付けが不明確	調査組織の記載欄に法第28条に基づく調査であることを明記した。
重大事態調査実施前に、被害・加害児童・生徒及び保護者等に対する調査方針・結果、公表の説明をしていない。	それぞれについて、項目を追加し明記した。

2 内容 パブリックコメントの実施

期間 令和3年(2021年)12月21日～令和4年(2022年)1月21日

件数 10人(21項目)

主なコメント	回答
重大事態は、教育現場から広がって家庭や地域に広がる課題であり、学校を超えて専門家が対応すべき事案と考える。	基本的な方針の中でも、「八王子市子どもの安全安心連絡協議会」を設置することを示し、学校と地域、関係機関の連携を推進しています。
学びの場、コーチングなど、最新の知識を取り入れた仕組みの構築、指導をお願いしたい。 【改定に反映】	10頁「(6)教員研修の充実」に「最新の知見や教育課題に基づく」という表現を加えるとともに、事例に応じた具体的な場面を設定した研修の充実を図ってまいります。
教職員が多様性を認め、枠からはみ出る生徒に対して多様性を認め、人権を尊重する指導をしなければ、いじめをなくすことはできないのではないかと。 【改定に反映】	15頁「(3)ア(イ)豊かな情操を育み、人権意識や規範意識を高める指導」の記載内容に「校内研修等を通して教職員一人ひとりの人権意識を高めるとともに」を、「(3)ア(オ)児童・生徒と教職員の信頼関係の構築」の記載内容に「③児童・生徒の多様性を認め一人ひとりを尊重する指導」を加え、教員の人権尊重の理念をさせるための指導の充実を図ってまいります。
学校や教育委員会は、関係児童・生徒及びその保護者に対して、情報を隠蔽せず提供してほしい。	19頁「いじめの程度に応じた対応」にあるように、学校は保護者に対しては、軽微な事例についても必ず連絡し、学校としての対応を伝えることが大切であると考えます。 5

3 今後のスケジュール

○令和3年度(2021年度)

令和4年(2022年)

2月18日 総合教育会議にて報告

3月上旬 校長会にて周知

中旬 学校いじめ対策委員会コーディネーター研修にて周知

○令和4年度(2022年度)

令和4年(2022年)

4月中旬 新転任を含む市立学校全教員を対象とした研修にて周知